

登米市移住・定住促進パンフレット作成業務 プロポーザル審査評価基準

1 基本的な考え方

適切な受託者を選定するに当たり、企画提案書内容の総得点（企画評価の得点の総合計）が最も高い事業者等から順に契約候補者を選定するものとする。ただし、企画提案書内容の最高得点（企画評価の最高得点の総合計）の6割未満の場合は、契約候補者となり得ない。

(1) 審査の対象となる企業等

審査は、次の各号を全て満たす企業等を対象に行う。

① 別に定める「登米市移住・定住促進パンフレット作成業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する条件を満たす参加者

② 別に定める期限内に、必要な書類の全てを適正に作成し提出した参加者

(2) 企画提案書内容等の評価

企画提案内容等の評価は、市が提示する実施要領に対する企画提案書を、4「企画提案書内容の評価方法」（以下「評価方法」という。）に掲げる観点に基づき評価し、評価点を与えるものとする。

2 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、参加者からヒアリングを行いながら審査委員会を開催する。

(1) 審査委員会の開催は、令和6年6月28日（金）に予定する。ただし、実施時間等や日程に変更があった場合については別途参加者あて通知する。

(2) 参加者からのヒアリング終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

3. 審査の方法

(1) 審査委員会では、参加者から提出された提案に対する審査を行う。

(2) 各審査委員は、後段に定める評価方法に基づき審査を行う。

(3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、契約候補者と次点者を決定する。

(4) 審査集計の結果、同点のある場合は、経費見積の安い順とする。

(5) 上記方法においても同点のある場合は、審査委員会の協議により、契約候補者と次点者を決定する。

評価項目		配点
業務遂行力	本業務への人員体制と過去の実績等	20
企画提案書 (事業計画等)	本業務の趣旨を理解し、仕様書のコンセプトにあった上で、斬新な表紙の提案がなされているか。	25
	本市の特性や現状を踏まえた上で、移住希望者が興味を惹くような独創性があるデザインやレイアウトになっているか	25
	事業者独自のノウハウやアイデアがみられるか	20
経費見積	配点 (10 点) × (最も低い経費見積額 ÷ 当該参加者の経費見積額)	10
合計		100

4 企画提案書内容等の評価方法

(1) 各項目の具体的事項と評価

評価項目は別紙のとおりとする。

(2) 項目の評価点数

総合評価の配点は100点満点とし、参加者の企画提案書内容において、それぞれ評価を行い、得点を付与する。

① 評価項目 (大) 1 から 2 まで (90 点満点)

それぞれ下記の定義に基づき、3段階評価を行い、得点を付与する。

ア Aの評価

優秀である。(配点×1.0)

イ Bの評価

平均的である。(配点×0.6)

ウ Cの評価

劣っている。(配点×0.2)

② 評価項目 (大) 3 (10 点満点) は、次の計算式により得点を付与する。

満点 (10 点) × (最も低い経費見積額 ÷ 当該参加者の経費見積額)

※小数点以下四捨五入